

広
報

たかはた

迎
春

Topic

- 02 謹賀新年 新春のごあいさつ
- 04 新春文芸
- 06 町・県民税申告期限は3月15日
- 19 夢や希望をケーキに描こう！
「夢ケーキ作り」参加者募集

人口と世帯数

12月1日現在

人口	23,811人 (-4)
男	11,616人 (±0)
女	12,195人 (-4)
世帯数	7,582世帯 (+14)

新年のごあいさつ



高畠町長

寒河江 信

新年明けましておめでとうございます。皆さまにおかれましては、輝かしい新年を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。また町政各般にわたり、特段のご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

昨年は、「たかはた咲食楽フェスティバル」の開催や「ツール・ド・みちのくおとぎ街道グル麺ライド」の開催、また「みちのくおとぎ街道インバウンド推進事業」など、町内外から様々なご支援ご協力をいただきながら、多くの方々に高畠町を訪れていただき、町の魅力を発信できた年でありました。

また、交流二十周年を記念してオーストラリア・シンドルトンへ訪問させていただいたことや、かねてより職員の人事交流をご縁として交流活動を重ねてきた横浜市栄区と「友好交流宣言」を執り行うなど、これまで続けてきたご縁をさらに深めることができた年でもありました。

さて、今年の町政運営につきましては、懸念される人口減少や少子高齢化の影響、変化の激しい社会情勢など、多くの課題が立ちはだかる中、以下の三点を重要な課題と捉え、人が輝き誇れるまちの創造に向けて、積極果敢に取り組んでまいりたいと考えております。

まず一点目は、町の持続的な発展、地域経済の活性化につながる社会基盤の整備促進です。町内の企業、事業所にとりましては、交通の利便性向上は事業活動を大きく左右するものです。東北自動車道へのスマートインターチェンジの設置実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

二点目は、老朽化した公共施設やインフラ施設の大規模改修、修繕、更新、除却などを実行することにより、町民の安全・安心を確保してまいります。「公共施設等総合管理計画・個別計画」をベースに、財政が厳しい中にあっても事業費の平準

化を図りながら、将来世代に多大な負担をかけることのないよう、効率的かつ効果的な維持管理を推進してまいりたいと思います。

三点目は「たかはた未来創生総合戦略」の着実な推進です。時代の担い手である若者を応援し、高畠町の特徴ある資源を活かした産業振興と雇用を創出し、安全安心な環境と高畠への多彩な人の流れをつくっていくことで、人口減少による「縮小社会」においても、この町が持続的な発展を続けていけるよう、目標達成に向けて更なる事業推進を図ってまいります。

本年も、皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、新年のあいさつといたします。

2018年(平成30年) 謹賀新年



高畠町議会議員

近野

誠

あけましておめでとうございます。

町民の皆様には、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年中は議会活動に対し、町民皆様の特段のご理解とご支援、ご協力を賜わり厚くお礼を申し上げます。

昨年は、降雪が比較的少ない年でありましたが、台風や大雨など異常気象による被害が心配された一年でもありました。議会としても災害に対する対応について再確認をし、日頃からの防災対策に万全を期す必要性を感じたところであります。

また、昨年十一月の「東北中央自動車道・福島米沢間」開通によりまして、冬期間の安全・安心な通行が確保され、高速化に伴う物流効率により地域産業が活性化するとともに、広域的な観光交流の推進と拡大が図られ、地域全体が更に発展していくことを期待しているところであります。

我が町においては、町内四つの中学校

が統合し誕生した「高畠中学校」が竣工・開校から二年目を迎え、更なる教育環境の充実と飛躍を確実に遂げております。今後とも将来の高畠町を担う有為な人材の育成に日々努力をしていただきたいと思います。

また、新高畠町立図書館も平成三十一年度開館に向けて、現在検討が進められております。議会においても、より多くの皆様に利用していただき、愛される図書館となるよう、町当局と共に議論を重ねておるところであります。

新しい年を迎え、議会といたしましては、平成三十年度のスタートに向けて、町民全体の代表者であることを心し、町民の皆様の声を町政に反映させ、町民の負託に応えるべく決意を新たにしているところであります。

人口減少、少子高齢化、景気雇用の問題など多くの課題が山積みしている訳であります。一つひとつ解決に向けて精

進をし、町民一人ひとりの暮らしが豊かにならなければなりません。そのためにも議論を通じ、是々非々で本町発展のため、安心で豊かなまちづくりに、議員一同鋭意努力して参りますので、町民の皆様のご指導をよろしくお願い申し上げます。

結びに、この新しい年が、町民の皆様にとりまして希望に満ちた輝かしい一年となりますことを心からご祈念申し上げます。新年のあいさつといたします。

新春文芸

俳句 福沸

村上清江

ちちはは
父母の愛でし火鉢や福沸ふくわかし

初春に治療あれこれ計りをり
読初よみそめの漱石句集枕辺に

初雪の鳩となり舞へ砂の国

川柳 戊戌

高橋勝柳子

つちのえいぬ

ここ掘れと言ってくれない犬をつれ

黒犬を提灯にする雪の道

大物に吠えぬも犬の処世術

散歩する犬がとりもつ恋実る

短歌 初春の光

高橋杜代子

初春の光輝よう我が里の

よも
四方の山より希望を遍しあまね

千両と松に金銀の鶴を添え

ことほ
心清してにいとし寿ぐ

我をめぐり二人の孫との新年に

かか
未来掲げる若きに幸あれ

「核」とテロに心痛みし年明けて

ね
除夜の音にこめる良き年あらんと



第42回「小さな親切」 作文コンクール入選作品

「雪の日の思いやり」

高島中学校 二年 青野 心咲

私は、今まで関わりのない他人に、親切な行為をあまりしたことがなかった。親切な行為は、自分とつながりを持った親しい人にするものだと思っていたからだ。しかし、そんな私の考え方が大きく変わる出来事があった。その出来事は、今から五年くらい前のことだが、今でも鮮明に記憶に残っている。

その日は大雪が降っていた。場所は家の近くの踏み切り。私は母の車に乗って家に帰る途中だった。踏み切りに近づいていくにつれ、何か様子がおかしいことに気が付いた。遮断機が下がっていないのに、車が四、五台ほど停まっていた。何事だろうと思いい、踏み切りの所を確認した。すると、一台の車が、踏み切りのレールにはまって動けなくなっていた。私は、幼いながらも、その状況がいかに危険かということを察した。大雪の影響で、道路は凍結していたが、レールとレールの間の雪が高く積り、轍状になっているとは思ってもなかった。どうなるものかとハラハラしていると、動けなくなっているその車の様子を見ていた人たちが、車を降り、助けに向かっていた。六人くらいの大人が懸命に車を押していた。それでも、なかなか車はレールの轍か

詩 高畠の夜明けとしての鉄道線

橘 朱果

一、たがいに学び合い文化を高め、知性のあるまちをつくります。

「まほろば緑道」は、むかし
高畠鉄道という電車が走っていた
1922年(大正11年)3月13日
「高畠」―「糠の目」間で営業開始
マツチ箱と呼ばれた小さな客車や貨車
しかも、何とひっぱっていったのは
小型の蒸気機関車だった
2年後に、二井宿まで延長され
全線電化されるのは5年後のこと
10・5キロの沿線から多くの人や物が
運ばれた

奥羽山脈の直下「二井宿」は山林の村
木材や加工されたバルブ材・木炭など
貨車で運ばれ、また通勤通学の足として
二井宿の人々に欠かせない交通機関
だった
「上駄子町駅」近くには米鶴酒造
春は新緑に萌え、秋には紅葉の中を
屋代川の清らかな川面と競争した
「駄子町」は人造湖蛭沢の入口
石の採掘場もあり高畠石の積み出しや
観光客にも利用され
駅名も観光を目玉に「びる沢」と改名
次は山ふとこに囲まれた「安久津」
いまや町内外の人々の癒しの場
町のシンボル三重の塔や八幡神社があり
ミルク工場・種畜場・鉱山などがあつた
これも後に「八幡宮前」と改名された
旧高畠町中心部の人口増加に伴い

新しい住宅街ができた
それが今の青葉町・旭町・緑町
増設された駅名は「東高畠」
営業所のある旧「高畠駅」の駅舎は
はじめ木造、のちに高畠石で造られ
屋上付きの2階建て
その瀟洒で重量感に満ちた建物は
中心駅にふさわしく、威厳があつた
「高畠駅」には変電所や
機関車の向きを変える転車台や
車両の修理、点検を行う建物も
線路も車両も沢山あつた
片倉製糸では引込み線すら設け
ジークライトの工場もあり働く人や
女工さんたちで、駅も街にもぎわつた
映画館は三か所、祭りも地区ごとに
「高畠駅」は

米沢、山形方面へ通勤通学する人や
近隣の村々から買い物や娯楽を求めて
集まる人たちの玄関口でもあつた
「竹の森駅」は、旧屋代村の中心地
近辺に役場、農協、公民館、小中学校
丸通、竹の森山のふもとには
長谷川製糸工場があり
生糸や石炭などの運送に、また屋代は
米、洋梨・リンゴ・ブドウ等が豊富で
その積み出しにも活躍した
「二本柳」は大谷地に連なる場所
果樹や米の積み出し地として
こうして、最後はいよいよ「糠の目駅」

国鉄奥羽本線に接続され、
全国へとつながった
「二井宿駅」と「糠の目駅」とを含め
九つの駅を往復し、一日一七〇〇人と
多くの物資を運んだ
しかし、その後車社会に抗しきれず
鉄道高畠線は1973年11月15日
廃止に至り、51年間走り続けた。

いまや糠の目は、合併高畠町の
新しい玄関口
町挙げての誘致運動の上、新幹線がとまり
流線型の美しい車列が
青田や黄金の稲田を走り
駅名も「たかはた駅」。

また駅舎も浜田広介の童話にちなみ
メルヘンチックなデザインで
清新なオレンジ色、しかも温泉付
駅周辺には、大型工場や新生高校も
住宅街が広がり商店街も新しくなった
高畠線の跡地は、町に無償提供され
「まほろばの緑道」として生まれ変わり
散歩やサイクリングに活用され
春には桜並木が春爛漫として
町内外の多くの人々から愛されている

ら抜け出すことはできなかった。その時、私
たちを窮地に追い込むかのように、踏み切り
の警報機が鳴りだした。私は、衝撃的な光景
を目の当たりにするのではないかと、変な汗
をかいた。音が鳴りだした直後、間一髪でそ
の車はやつと轍から抜け出すことができた。
その車が抜け出してすぐに、遮断機が下りて
きた。あと数秒でも抜け出すのが遅れたら、
大変なことになっていたと思う。本当に危な
かった。無事に抜け出すことができ、大事に
至らなかつたのは、あの時助けてくれた人た
ちのおかげだ。私は、人の助けと人への思い
やりの気持ちに感激した。でも、私は助けに
行くことができなかった。そして、私も行け
ばよかったと後悔した。

翌年の冬、家族と出かけている途中に、ま
た道路で動けなくなっている車に出会った。
私たちは、道端に車を停めて助けに行つた。
今度は私も助けに行つた。初めての体験だつ
たけど、一生懸命車を押した。その時は、意
外とすぐに車が動いた。車に乗っていた人が
とても感謝してくれたので、私まで嬉しくな
った。私は多分、あまり戦力になつていなか
つたと思うけど、私も協力することができて
とても嬉しかった。そして、困っている人が
いたらまた助けたいと、心から思った。
あの日の出来事がなかったら、私の考え方
は変わっていなかつたかもしれない。あの時
自ら助けに行つていた人たちのように、思い
やりあふれる大人になりたい。そして、日常
生活の中でも、この経験を生かして、周りを
見て行動できる人になりたい。

町・県民税の申告期限は 3月15日(木)

▶問合せ先／町税務課住民税係 ☎(52) 4 4 7 7

町・県民税申告書を
1月下旬に送付します

町・県民税の申告をお願いします

平成30年度の町・県民税は、平成29年中の所得金額等に基づいて課税されます。
適正な課税のため、申告が必要な人は必ず期限までに申告してください。

■申告に必要なもの

【本人が申告書を提出する場合】

①申告書

②印鑑

③所得が確認できるもの

給与や年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書、営業・農業・不動産の収入がある場合は収支内訳書、帳簿、領収証 など

④所得控除の資料となるもの

医療費控除の明細書等、社会保険料(国民年金等)、生命保険料(個人年金保険料を含む)、地震保険料、小規模企業共済掛金支払証明書、障がい者手帳等の福祉手帳 など

※収入や控除の証明書は、平成29年1月から12月までの1年間に収入があったものの、支払を行ったものが対象となります。

⑤マイナンバー確認に必要なもの

⑦ マイナンバーカード(個人番号カード)

① ⑦をお持ちでない場合は、個人番号通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し(住民票記載事項証明書)と、身元確認書類(※)

【代理人が申告書を提出する場合】

①申告者のマイナンバーカード(個人番号カード) 両面のコピー。

右記がない場合、個人番号通知カードのコピーまたは個人番号が記載された住民票の写し(住民票記載事項証明書)のいずれかと、身元確認書類(※)のコピー。

②代理権を確認できる書類

(同一世帯員の場合は不要です)

委任状等

③代理人の身元確認書類(※またはマイナンバーカード(個人番号カード))

※身元確認書類

運転免許証・公的医療保険の被保険者証・パスポート・身体障がい者手帳・在留カードなどのうち、いずれか一つ。ただし、写真表示のない身元確認書類の提示または写しの提出を行うときは2種類以上必要です。

■申告書の送付対象者

【申告書が送付される人】

町・県民税申告書は、税務署から確定申告のお知らせ等が送付されない見込みの人で、一定の要件にあてはまる人に送付します。また、事前に申告書が必要な旨の連絡があった人には送付いたします。

【申告書が送付されない人】

主に、前年の申告内容が次のよう
な人です。

- ①無職(無収入)かつ、被扶養者(他の誰かの扶養になっている)の人
- ②年金収入のみで申告書を提出していない人
- ③給与収入のみで住民税が給与から差引されている人

(注)申告書が送付されない人でも、年の途中で会社を辞めたなどの理由で住民税の申告が必要な人は、町ホームページより申告書様式をダウンロードできます。郵送希望の場合は、問合せ先までご連絡ください。

●所得税の確定申告は税務署へ
所得税の納付・還付のある人、確定申告のお知らせ等が送付された人などは、税務署にご相談ください。

▼米沢税務署 ☎(22) 6 3 2 0

〒992-0039

米沢市門東町一丁目1番9号

■申告は郵送が便利です

「申告の手引き」を参考に申告書を作成し、マイナンバーカード(個人番号カード) 両面のコピー(上記がない場合、個人番号通知カードのコピーまたは個人番号が記載された住民票の写しのいずれかと、身元確認書類(※)のコピー)と、必要書類を添付して町税務課に郵送してください。

■申告相談

申告書の書き方がわからない人は、申告相談会場にお越しください。

★申告相談の会場は高島町中央公民館2階大会議室となっております。行政区ごとに相談日を設けております。詳細は、日程表をご確認ください。

事業主のみなさんへ

平成30年度(平成29年分)
「給与支払報告書」の提出期限は
1月31日(水)です。

町・県民税あなたの申告は必要？不要？

スタート

スタートから始めて「はい」「いいえ」の矢印にそって進んでください。
申告手続きは、おおむねこのとおりとなります。

平成30年1月1日現在、高畠町に住所がありましたか？

いいえ

高畠町への町・県民税申告は不要です。

ただし、前年中に収入があった人は、平成30年1月1日現在居住の市区町村へ申告してください。

はい

平成29年中（1月～12月）に収入はありましたか？

いいえ

町・県民税の申告は不要です。

ただし、申告書が届いた人は、申告書の「平成29年中収入なし」欄に○を記入し提出してください。また、国民健康保険税の算定や所得や税に関する証明書の発行のために申告が必要な場合があります。

はい

税務署へ確定申告書を提出しますか？

はい

町・県民税の申告は不要です。

税務署に確定申告書を提出すれば、町・県民税の申告がされたものとみなされます。

いいえ

平成29年中に給与または公的年金以外の収入はありましたか？

いいえ

給与収入がある人：
年末調整が済んでおり、住民税が給与から差し引きされていますか？

はい

町・県民税の申告は不要です。

いいえ

町・県民税の申告が必要です。

公的年金収入のみの人：
所得控除を受けますか？

はい

町・県民税の申告は不要です。

いいえ

はい

次のいずれかの申告が必要です。

営業・農業・不動産所得等の平成29年中の収入状況について申告が必要です。

町税務課への町・県民税申告

- 税務署への確定申告が必要ない人でも、給与、公的年金以外に収入がある人は、税務課への申告が必要です。ただし、税務署に確定申告書を提出すれば、税務課への申告は不要です。
- 公的年金収入が400万円以下で税務署への確定申告が必要ない人でも、公的年金以外に20万円以下の収入がある人は税務課への申告が必要です。

税務署への確定申告

- 営業・農業・不動産等の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
- 年末調整済みの給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える人、または公的年金の受給者で、公的年金以外の所得が20万円を超える人
所得税の納付・還付が必要な人は、税務署への確定申告書の提出が必要です。税務課の申告相談でも確定申告書を税務署へ提出することができます。

平成30年度分 町・県民税個人申告相談受付日程

混雑緩和のため、行政区ごとに相談日を指定させていただいております。ご確認のうえおいください。指定された日でない日に申告相談する場合は、指定されている行政区の方が優先となりますので、ご了承ください。

— 申告相談会場は「町中央公民館大会議室(2階)」—
午前の部は8時30分受付開始です

冬期間につき、大型除雪車による早朝除雪作業を行っています。
作業の安全のため、午前8時前のご来場はご遠慮くださるようご協力をお願いします。

月日	曜日	午前の部	午後の部	地区
		受付時間／8時30分から11時まで 申告相談／8時45分から	受付時間／正午から15時まで 申告相談／13時から	
2/9	金	給与・年金のみの所得者で、還付申告（医療費控除等）のある人の受付となります。		全地区
13	火	中島南・露藤下	中島北・船橋・文殊ヶ丘	亀岡
14	水	亀岡一・亀岡二・亀岡三	亀岡四・入生田南	
15	木	入生田西・入生田北	露藤上・露藤中	
16	金	下和田南・馬頭東・馬頭西	佐沢上・佐沢下・南佐沢	和田
19	月	川北下・海上小倉・立石	中和田東部・中和田西部	
20	火	元和田北・元和田西	下和田十二・下和田北	
21	水	上和田第一・上和田第二・上和田第三	両組・川北上	
22	木	上町・仲町・元山崎	本町・石岡	糠野目
23	金	共栄・蛇口・津久茂	宮町・下町	
26	月	上平柳・西町	三軒屋・沢口・中瀬	
27	火	家中・小其塚・駅前	夏刈・上山崎・若葉平・駅東	
28	水	上駄子町・弁天前・下宿	上宿・田沢・筋	二井宿
3/1	木	中・入	大町一・大町二	
2	金	大町三・横町・桜木町・北目	幸町一・幸町二・幸町三・塩森	高畠
4	日	休日相談 全地区対象の受付となります。		全地区
5	月	荒町一・荒町二・旭町	御入水・青葉町・飯森	高畠
6	火	安久津一・安久津二・緑町	鳥居町・小郡山・高安	
7	水	駄子町・蛭沢・入蛭沢	弥生町	
8	木	泉岡・元町三	金原湯在家・金原熊の前・金原新田・元町	
9	金	時沢・大笹生	野手倉・日向	屋代
12	月	細越・山越・竹向・中組	根岸・深上・西館	
13	火	竹上・竹中・竹下・砂押	中才・東本町	
14	水	大新・西本町	館の内・桐町・屋代山崎	
15	木	相森	柏木目・三条目・川沼	

※3月4日(日)は休日相談いたします。地区指定を行わないため大変な混雑が予想されますので予めご了承ください。

問合せ先／町税務課住民税係 ☎(52)4477

確定申告書・住民税申告書の提出の際には、

マイナンバーの記載＋本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認書類

◇マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている人は

- ・マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ・ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

◇マイナンバーカードを持っていない人は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
・通知カード
・住民票の写しまたは、住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります）などのうちいずれか一つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
・運転免許証・公的医療保険の被保険者証
・パスポート・身体障害者手帳
・在留カード などのうちいずれか一つ
※写真表示のない身元確認書類の提示または写しの提出を行う場合は2種類以上必要です。

～ 税務署からのお知らせ ～

▶問合せ先／確定申告電話相談センター ☎(22)6320
※音声案内で0番を選択してください

確定申告書作成会場を開設します

★確定申告は自宅でもできる
e-Tax でお早めに！

▶開設期間／2月16日(金)から3月15日(木) (土・日・祝日を除く)

▶開設時間／9時～16時

▶場所／フジワビル (旧称：米織会館) 3階大会議室 米沢市門東町 1-1-5

※会場開設前は、税務署内を含め申告書作成会場を設置しておりませんので、会場開設期間中にお越しください。

※確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成し、郵送または e-Tax 等で提出することができます。また、作成したデータを保存しておくことで翌年の申告にも利用できます。

3月になると大変混み合います！早めのご来場をお勧めします。

介護保険による税控除のお知らせ — 介護保険サービスの医療費控除 —

▶問合せ先／町町民課介護保険係 ☎(52)1288

介護保険サービスを利用した場合の医療費控除

平成29年1月から12月までに介護保険サービスを利用して負担した利用料については、医療費控除の対象になるものがありますので、ご確認ください。

確定申告の際に、医療費控除となる金額が記載された領収書を添付することで控除を受けることができます。

◆特別養護老人ホーム利用者

介護保険利用者負担分(1割)および食費・居住費負担分としてお支払いいただいた額の2分の1相当額が医療費控除の対象になります。

◆介護老人保健施設および介護療養型医療施設利用者

施設サービス費にかかわる自己負担額および個室・特別室の使用料(診療または治療を受けるため、やむを得ず支払うものに限り)について医療費控除の対象になります。

◆在宅サービスを利用の場合

居宅サービス計画にもとづいて利用した、次に掲げる居宅サービスでの自己負担額が医療費控除の対象になります。確定申告の際にこれらの領収書を添付することで控除を受けることができます。指定居宅事業者が発行する領収証に、医療費控除の対象になる医療費の額が記載されることになっています。

◎訪問看護 ◎訪問リハビリテーション ◎居宅療養管理指導 ◎通所リハビリテーション

◎短期入所療養介護(ショートステイ)

このほかに、これらのサービスと併せて利用することで医療費控除の対象になる次のサービスがあります。

◎訪問介護(生活援助中心型を除く) ◎訪問入浴介護 ◎通所介護(デイサービス)

◎短期入所生活介護(ショートステイ)

おむつ費用の医療費控除

おむつ代の医療費控除を初めて受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、証明書発行の次年度以降、介護保険の要介護認定を受けている人で、次の条件に該当すれば、町町民課介護保険係に申請してください。証明書(1通400円)を発行します。

≪介護保険要介護認定で使用する主治医意見書の次の3項目全てに該当するもの≫

1. 平成29年1月1日以降に作成されたもの
2. 障害高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)がB1以上
3. 尿失禁発生の項目が記載されたもの



固定資産税 償却資産

▶問合せ先／町税務課資産税係 ☎(52)2078

所得の申告とは別に
「償却資産申告書」の提出が必要です

申告期限／1月31日(水)

※期限日間際は窓口が混み合い、お待ちいただくことが予想されます。ご了承ください。

高島町内に償却資産を所有する人は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

申告する必要がある人には、既に申告書を郵送していますが、初めて申告する人や申告用紙等が不足した場合など、ご不明な点は町税務課資産税係にお問合せください。

申告する必要がある人

平成30年1月1日現在において、事業（営業、農業、不動産業など）を行ううえで使用できる償却資産を所有している個人や法人です。また、償却資産を共有している人は、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、**共有者全員の連名**で申告してください。（例：たかはた太郎 まほろば一郎 共有）

申告の方法および提出書類

○印が提出書類です。

区 分	対 象 者	提出書類		
		申告書	種類別明細書	細目一覧表
初めて申告する人	①平成29年中に高島町内で事業を始めた人またはリース資産を設置した人 ②今まで申告をしていない資産がある人	○	○ 賦課期日(1月1日) 現在、高島町内に ある全ての事業用資産	
	③該当資産がない人 ※該当資産がない人は、申告書「17.備考」欄にある「該当資産なし」を○で囲んでください	○	×	
前年度申告した人	①申告資産に増減・変更がある人 ・平成29年1月2日から平成30年1月1日までに取得した資産または減少した資産 ・申告もれ資産 ・その他変更があった資産	○	○	○ 平成29年1月1日 現在所有の資産が印 字されたもの
	② 申告資産に増減・変更がない人	○	×	○
	③ 廃業・解散・転出等をした人 該当資産がない場合 ※申告書「17.備考」欄に「廃止・解散・転出等」の旨と、その年月日をご記入ください	○	×	○

実地調査について

申告書受付後、確認作業の一環として実地調査を行うことがあります。その際は、所得申告書添付書類（減価償却資産の計算書等）の写しを提出していただくことがありますので、ご協力をお願いします。なお、調査の結果によっては、申告書を修正していただくことがあります。その場合、**現年度だけでなく、過年度にさかのぼって課税することもあります**ので、あらかじめご承知おきください。

今年度新車を購入したみなさんへ

平成30年度もグリーン化特例（軽課）が適用されます！

《グリーン化特例（軽課）とは》

三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、初回の車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分に限り軽自動車税の税率を軽減する特例措置です。

▶問合せ先／町税務課住民税係 ☎(52) 4 4 7 7

【税制改正による延長期間と適用年度】

平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に取得・・・平成30年度軽減適用

平成30年4月1日～平成31年3月31日の間に取得・・・平成31年度軽減適用

※いずれも軽減適用の翌年度からは標準税率となります。

車種区分			税率（年税額）			
			標準税率	特例①	特例②	特例③
四輪	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営 業	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営 業	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

特例①（概ね 75%軽減）

電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車
（平成21年排出ガス規制 NOx【窒素酸化物】10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合）

特例②（概ね 50%軽減）

乗用／平成17年排出ガス規制75%低減または平成30年排出ガス規制50%低減（以下★★★★）かつ平成32年度燃費基準＋30%達成
貨物／★★★★かつ平成27年度燃費基準＋35%達成

特例③（概ね 25%軽減）

乗用／★★★★かつ平成32年度燃費基準＋10%達成
貨物／★★★★かつ平成27年度燃費基準＋15%達成

※燃費基準の達成状況は自動車検査証の備考欄に記載されています。

期日前投票立会人募集 ～高畠町長選挙が行われます～

町選挙管理委員会事務局

☎(52) 1 1 1 1

高畠町長選挙が平成30年4月15日に実施されます。つきましては、選挙を身近に感じてもらうとともに、親しみのある投票所づくりを目指して、期日前投票所の投票立会人を務めていただける方を次のとおり募集します。応募多数の場合は選考とします。

期日前投票立会人とは期日前投票所で投票に立ち会うことで、選挙が公正かつ確実に行われているか確認する役割です。※選挙制度等に関する知識は必要ありません。

▶応募資格／町内の70歳以下の有権者

▶申込締切／1月31日(水)

▶立会場所・期間／

○高畠町役場：4月11日～14日 8時30分～20時

○糠野目生涯学習館：4月12日～14日 9時～17時

※期日前投票期間内で割り振り調整。

▶報酬等／

報酬日額：町役場9,500円、生涯学習館6,600円

その他：日当1,100円、車賃 ※食事提供なし。

▶応募方法／町総務課もしくは町ホームページから申込書を入手し選挙管理委員会にご提出ください。

＜公立高畠病院からのお知らせ＞ 1月の土曜開院日は、『13日』と『27日』です（午前中開院）

■■■ 公立高畠病院【糖尿病教室】を開催します！ ■■■

★どなたでも参加できます！

◆問合せ先／公立高畠病院栄養管理科

☎(52) 1 5 0 0

日 時	場 所	内 容	担当者
1月17日(水) 13時30分～14時30分	2階会議室	検査のあれこれ話	臨床検査技師
1月24日(水) 13時30分～14時30分	2階会議室	冬太りを撃退！あなたの食生活大丈夫？	管理栄養士

※1月は第3・4水曜日開催です。

《昨年度の感想》

・とても勉強になりました。 ・食生活に気をつけていこうと思います。

12月の半ばには、町全体に雪が積もり町もいよいよ厳寒期です。
除雪作業を安全に行うポイントや町の制度、温かく過ごすポイントのおさらいです！

● 雪下ろしにはご注意を！

町総務課危機管理係

☎(52) 3 7 4 4

1 月19日(金)から
2月4日(日)は、「雪
害事故防止週間」です。

雪による事故被害の原因でもっとも多いのは、
自宅など建物の屋根の雪
下ろし作業中の事故で、
特に高齢者の方が事故に
遭うケースが多くなって
います。

次のポイントに注意し
て、雪下ろし作業は安全
に行いましょう。

～安全な雪下ろし作業『7つのポイント』～

- ①作業は2人以上で！
(やむを得ず一人の時は携帯電話を携帯して)
- ②服装は濡れないもの汗をかきすぎないもの
(防水・防汗)
- ③はしごはしっかり固定！
(足元も先端も。角度は75度に)
- ④高所作業(2m以上)では命綱は必須！
- ⑤道具はスキルに合わせて。メンテもしっかり！
- ⑥気温が高い時は屋根の雪のゆるみに注意！
- ⑦体調管理は万全に
(準備運動で体を温める。早めの水分補給)
また、除雪機での作業も十分注意しましょう！！

～安全な服装～



● 冬期間の屋根の雪下ろしや除排雪についての相談窓口

町福祉こども課地域福祉係

☎(52) 3 5 6 4

町では、町民の方の雪に関する相
談窓口を、高島町建設組合に委
託しています。雪下ろしや除排雪につ
いてお困りのときはご相談ください。

- ▶期間／3月22日(木)まで
- ▶受付時間／9時～12時・13時～16時(土日・祝日は除く)
- ▶電話番号／高島町建設組合(高島町商工会館内) ☎(52) 2 5 3 1
- ▶その他／雪下ろしや除排雪にかかる費用は個人負担となります。

● 除雪費の一部を助成します

町健康長寿課高齢者支援係

☎(52) 4 4 7 8

自力で除雪作業ができない高齢者世帯等を対象
に、除雪有償で依頼した場合、費用の一部をお
出しします。

▶対象世帯／次の(1)から(3)まで、全てに該当する世帯
に限ります。

- (1)世帯全員が高島町に住所を有すること
- (2)①満65歳以上の高齢者のみの世帯
②身体障がい者で構成される世帯
③①および②で構成される世帯
- (3)前年の収入が1人世帯120万円、2人世帯180
万円、3人目から60万円を加算した金額以内で
あること

▶支援金額／

- ①屋根の雪下ろし・屋根からの落雪の除雪
30,000円以内
- ②玄関前から公道までの除雪
30分あたり550円以内
上限額 ①と②合わせて35,000円

▶申請方法／申請書、除雪実施明細書、課税台帳閲覧
承諾書、振込口座が分かるもの(通帳等のコピー)
を民生委員・児童委員を通じて健康長寿課(げんき
館内)に提出してください。(申請書は福祉こども
課(役場内)および健康長寿課(げんき館内)に
ございます。)申請はその都度ではなく、冬期間終了
後、一括して申請していただきます。

▶申請締切／3月20日(火)

防災行政無線テレホンダイヤル

☎(52) 5 1 0 1

防災行政無線で放送した内容は、放送後24時間まで
防災行政無線テレホンダイヤルで確認できます。

この冬もあったかく、安全に！

● 灯油購入費を助成します

岡町福祉こども課地域福祉係 ☎(52) 3 5 6 4

町では、冬期間の生活を支援するため、対象となる世帯へ「灯油購入費」を助成いたします。

<助成対象世帯>

平成 29 年度の**町民税非課税世帯**であって、平成 29 年 12 月 1 日現在、次の①～③のいずれかに該当し、申請時にも町内に住所を有する世帯。

① 高齢者世帯

満 65 歳以上の人のみで構成される世帯

② 障がい者世帯

身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 級に認定されている人がいる世帯

③ ひとり親世帯

18 歳以下の子どもと父または母の世帯、もしくは当該世帯と高齢者で構成されている世帯

<対象外の世帯>

上記の①～③世帯であっても次に該当すれば対象外となります。

- ・福祉施設入所者や長期入院者など、**長期にわたり在宅でない単身世帯**。
- ・平成 29 年 1 月 2 日から平成 29 年 11 月 30 日までの間に**転入者**がいる世帯。ただし、転入者の非課税証明があり、世帯全員が非課税者であれば支給対象となります。
- ・**未申告者**がいる世帯。(平成 29 年 12 月 1 日現在、世帯の中に一人でも未申告者がいれば、対象外となります。また、平成 29 年 12 月 1 日以後申告し、非課税となっても対象外です。) ただし、未申告者が申告不必要の人で、世帯全員が非課税者であれば、支給対象となります。
- ・町内に住所があっても、**他市町村で課税されている人がいる世帯**。
- ・住民票上別世帯でも、**実際は他の一般世帯と同居している世帯**。

▶申請方法／① 1 月下旬に、**対象と思われる人に対してのみ**、申請書を郵送します。

② 申請書が届いたら、申請書に記入押印のうえ、郵送または福祉こども課窓口での提出をお願いいたします。

▶申請受付期限／2 月 28 日(水)

▶助成内容／1 世帯あたり 5,000 円

▶交付方法／書類審査のうえ、該当する世帯主口座へ振り込みます。



ウォームビズであったかいエコな生活を

●室温は 20 度に！

過度な暖房を控えることで環境にもお財布にも優しい暖房を心がけましょう！

●ゆず湯、しょうが湯などで温め効果アップ！

日本古来から伝わる知恵もぜひ利用しましょう。お風呂の効果をさらに引き出す効果があります。

●道具や小物で暖房に頼り過ぎない工夫を！

家だけでなく職場でも湯たんぽや毛足の長いスリッパなどで冷えを予防しましょう！

●家や職場で座ってできる血行促進運動！

足や首のストレッチなど、家や職場で座ってできる血行促進運動は新陳代謝を高め、冷えやコリを防ぎます。



文部科学大臣表彰

長谷川 平内さん（竹下）

平成 16 年に高島町教育委員会教育委員に任命され、平成 28 年に退任されるまでの 12 年間、総合学習の振興、食育教育の振興など新たな教育の推進に尽力されました。

また平成 23 年からは同教育委員長を務めるなど、長年にわたり地方教育行政の充実発展に尽力された功績により文部科学大臣表彰を受賞されました。

全 国コンクールで入選



第 42 回「小さな親切」作文コンクールで見事入選を果たした、青野心咲さん（高島中 2 年）が町教育委員会を訪れ、丸山教育長に入選の報告をしました。青野さんの作文は本誌 4 ページ下段に掲載しています。

災 害への備え十分ですか？



11 月 25 日(土)、糠野目生涯学習館で防災アドバイザーの岡部梨恵子さんによる講演会が行われました。

非常持ち出し袋の中身について、実際に体験しながら学ぶことで、備蓄を考えるいいきっかけとなりました。

宇 宙人とも仲良し…？



12 月 18 日(月)第 18 回山形ふるさと CM 大賞が放映され、今年も県内の全市町村がふるさとを紹介する作品を発表しました。

今回高島町が制作した CM は、「んだリアンの町たかはた」と題した作品。方言「んだ」を自然に使いこなす人々「ネイティブんだリアン」を探しにきた宇宙調査員ミissーと高島町民とが、方言を通して打ち解ける中身となっています。

結果は、特別賞（ユーモア賞）を見事受賞しました。

企 業対抗ビーチボール大会



11 月 23 日(木)、町営体育館を会場に、町内企業の社員・職員の健康体力づくりの促進、異業種間のコミュニケーションを図る場として企業対抗ビーチボール大会が開催されました。

大会は、男女 2 人ずつによる混成チームで行われ、町内の企業・団体から計 6 チームが参加しました。

結果は、次のとおりです。

優勝：平建設

二位：高島町体育協会

三位：シマバン 7（島津鋳金製作所）・寄清堂印刷 A

お 米の国際大会で快挙！



国内外のコメのおいしさを競う第19回米・食味分析鑑定コンクール国際大会において、猪野国雄さん(馬頭東)が、出品総数5,551点の中から、大会のメインとなる国際総合部門で最高賞の金賞に輝きました。おいしいお米を消費者に届けたいという猪野さんの熱意と研究の成果が、今回の受賞となりました。おめでとうございます。

新 しい町の興し方



11月18日(土)、高島町町民憲章推進講演会・生涯学習講演会が行われ、講師には朝日町で活躍中の佐藤恒平さんにお越しいただきました。

講演は「まちづくりの見える化&見えない化」と題して行われ、まちづくりの面白さを教えていただきました。当事者意識を芽生えさせる無個性なゆるキャラ「桃色ウサビ」を用いてのまちづくりに、参加者は興味津々の様子でした。

未 来の小説家！？



今年開催された「第32回全国高等学校文芸コンクール」(全国高等学校文化連盟、読売新聞社主催)の小説部門(応募総数1,334作品)において、横山温奈さん(三条目：長井高校3年)の作品『双子と忘れ草』が優秀賞を受賞しました。

横山さんが小説を書き始めたのは高校の文芸部に入ってからで、この作品は自身の3作目にあたります。受賞について「ただただびっくりで、何かの間違いではと思った。」そうです。また、「表彰式が一番緊張した。進学後も創作を続けて行きたい。」と話していました。

歴史小説を好み、短歌や詩も好きだという横山さんは、短歌部門でも入選を果たしました。おめでとうございます。

た かはた墨田交流事業



高島町と東京都墨田区は30年以上前から交流を続け、夏休み自然体験教室・墨田区訪問交流を行っています。

12月2日・3日には、今夏、墨田区児童のホームステイを受け入れた家庭を中心に31人で墨田区を訪問し交流を深めました。

家族を交えた交流会では、子ども達は夏休みの自然体験教室の思い出やその後の生活の様子などを語り合い、保護者同士もまた、子ども達を受け入れた時の話や、帰ってからの子ども様子など話に花が咲いていました。

安 全な交通に活用します



山形おきたま農業協同組合様からカーブミラー4基をいただきました。町内の危険箇所や交換などに活用させていただきます。

新 しい教育に活用します



山形第一信用組合様から、高島中学校へ一体型電子黒板2台、ノートパソコン2台、HDMIケーブル2本が贈られました。



熱中小学校

もういちど7歳の目で世界を...



第6期オープンスクール開催!

～4月入学の新入生を募集中～

日時: 1月13日(土) 13時～17時

今回のオープンスクールでは、1時間目に山井太先生(株)スノーピーク代表取締役社長)、2時間目に中村寛治先生(株)ヒューマンセントリックス代表取締役社長)の授業が行われます。授業後には、茶話会が予定されていますので、先生方との名刺交換や、質問をしながら交流を楽しんでください!

まずは、お気軽に参加していただいて熱中小学校の雰囲気を感じてみてください。お待ちしております。



《ひがしんビジネスフェアに 出展してきました》

11月10日(金)、東京東信用金庫が開催する「ひがしんビジネスフェア」が両国国技館で行われ、高島熱中小学校も参加してきました。高島町からは他に、米沢信用金庫様、スモークハウスファイン様、くだもの畠様が参加し、持参した商品が見事完売となる人気ぶりでした。

全国の熱中小学校の姉妹校や、たくさんの企業の方と交流ができ、新たな出会いと輪を感じられるフェアとなりました。



▶問合せ先/熱中小学校事務局 ☎(33)9392

地域おこし 協力隊通信 vol.24



やまもと りょう
山本 亮



明けましておめでとうございます。昨年は大変お世話になりました。高島に“美しい彩り”のあるイベントや空間ができたらいいな...との想いで、これまでさまざまな展示に挑戦してきました。今年も昨年からテーマに続いて新たなイベントを実施していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

10月には高島駅の2階連絡通路にて風船で通路を彩る「たかはた駅1000コの風船ロード」を実施。11月にはたかはた秋まつりの会場にて空中に傘を吊り下げる「アンブレラスカイ」のイベントを実施しました。

これらの2つのイベントに続き、2月にはイルミネーションイベント「たかはた光の回廊 2018」を成功させるべく現在準備を進めています。高島の冬のお祭として長く実施されている冬咲きぼたん祭り開催時期に合わせ、私たち地域おこし協力隊が駅2階通路をイルミネーション回廊として作り変える予定です。また、こちらの回廊には、町内の小学生が作った雪だるまをたくさん展示予定!

2月のLEDイルミネーションと創作雪だるまのコラボイベント「たかはた光の回廊 2018」にご期待ください!

◀たかはた駅 1000コの風船ロード
秋まつりでのアンブレラスカイ▶



～新成人のみなさんへ～

20 歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、

家族の働き手が亡くなったときに、

働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は 20 歳以上 60 歳未満の方は加入することが義務付けられています。

20 歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

国民年金のポイント

◆将来の大きな支えになります

国民年金は 20 歳から 60 歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◆老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

□「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限 1 年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

□「納付猶予制度」

学生でない 50 歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成 28 年 6 月以前の期間は、30 歳未満であった期間が対象となります。

国民年金のご相談・手続き等については、下記までお問い合わせください。

▶問合せ先／町町民課住民年金係 ☎(52) 1 3 4 5 米沢年金事務所 ☎(22) 4 2 2 0 音声案内⑤